

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間①に係る資格取得日を昭和55年5月10日に、資格喪失日を58年1月6日に、申立期間②に係る資格取得日を同年4月11日に、資格喪失日を60年1月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月10日から58年1月6日まで  
② 昭和58年4月11日から60年1月30日まで

私は、A社のB丸及びC丸に、乗船していた。

私が所持している船員手帳でも申立期間に乗船していたことが確認できるのに、船員保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写し及び申立期間にA社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答により、申立人が、申立期間において、A社が所有するB丸及びC丸に乗船していたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、所有していた船舶の乗組員は全員を船員保険に加入させていたので、申立人からも船員保険料を控除していたと思う。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とするこ

とが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当時の資料は無く不明であるが、納付したと思う。」としているが、申立期間に行われるべき事業主による資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月から57年12月までの期間及び58年4月から59年12月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成16年8月12日は1万5,000円、同年12月20日は1万6,000円、17年8月11日は1万7,000円、同年12月21日及び18年8月12日は1万6,000円、同年12月22日及び19年8月11日は1万7,000円、同年12月22日は25万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日  
② 平成16年12月20日  
③ 平成17年8月11日  
④ 平成17年12月21日  
⑤ 平成18年8月12日  
⑥ 平成18年12月22日  
⑦ 平成19年8月11日  
⑧ 平成19年12月22日

私は、A社において、申立期間に支給された各賞与から厚生年金保険料を控除されていたのに、ねんきん定期便を確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。

私が所持している賞与明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された申立期間に係るA社の賞与明細書の写し及びA社から提出された賞与明細一覧表の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年8月12日は1万5,000円、同年12月20日は1万6,000円、17年8月11日は1万7,000円、同年12月21日及び18年8月12日は1万6,000円、同年12月22日及び19年8月11日は1万7,000円、同年12月22日は25万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額について、平成6年1月から同年9月までの期間を30万円、同年10月から7年11月までの期間を32万円に訂正することが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年12月1日まで  
私は、A社に勤務していたが、ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低いことが分かった。申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成6年1月1日から同年10月1日までの期間については30万円、同年10月1日から7年12月1日までの期間については32万円と記録されていたところ、同年12月25日付けで、6年1月1日に遡及して9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間を含む期間においてA社の役員であったことが確認できるが、申立人は、「私は技術職を担当していたので、給与や社会保険等の事務については一切関与していなかった。」と主張しているところ、申立期間当時の代表取締役は、病气療養中のため事情を聴取することができないが、申立期間においてA社の役員であったことが確認できる者及びA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者は、いずれも、「申立人は、技術職を担当していたので、給与や社会保険等の事務には、一切関与していなかったと思う。」と回答していることを踏まえると、申立人は、A社の社会保険事務について権限を有しておらず、当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、申立人は、「自然災害（平成\*年\*月）により工場が被災したので、場所を移してプレハブの建物内で3年間程度操業していたが、その間、大変だったことを覚えている。」としているところ、前述の事情を聴取できた者は、「平成\*年に起こった自然災害後、プレハブの建物内で操業することになったが、プレハブが建てられた後、半年程度は操業できなかった。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、平成6年1月から同年9月までの期間を30万円、同年10月から7年11月までの期間を32万円に訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月21日から21年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（当時の届出及び納付義務者は、B社）における船員保険の資格取得日に係る記録を20年11月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月19日から21年4月1日まで

私は、昭和20年11月19日から22年8月10日までC社が所有するD丸に乗船していたのに、申立期間の船員保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間に乗船していたことは、私が所持している船員手帳でも確認できるので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人が昭和20年11月19日から22年8月10日までの期間において、C社が所有するD丸に乗船していたことが確認できる。

また、当該船員手帳の写しの官庁記事欄を見ると、申立人は、昭和20年11月21日から21年6月30日までの期間において、戦時海運管理令により徴用されていたことが確認できるところ、同令において、徴用船の運航管理及び徴用船員の給与の支給はB社が行う旨規定されていることから、申立人は、当該期間において、B社が運行管理する船舶であったD丸の乗組員として徴用され、B社から給与が支給されていたものと推認される。

さらに、国土交通省は、「昭和17年から25年4月までは、B社が船舶所有者の責任を持って船員を船員保険に加入させていた。徴用船の船員の



給与もB社が支給していた。」としている。

加えて、申立人の船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）を見ると、既に確認できる申立人がD丸に乗船していた期間に係る被保険者記録（昭和21年4月1日から22年8月10日まで）は、A社として管理されている上、A社に係る被保険者名簿において、申立人の当該被保険者記録及び申立人が覚えている同僚3人の被保険者記録が確認できることから、C社が所有するD丸の乗組員については、A社（船員保険の届出及び保険料の納付義務者はB社）において管理されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月21日から21年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和21年4月における旧台帳の記録から、200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年6月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録について、17年6月及び同年7月を20万円、同年8月から同年10月までの期間を15万円、同年11月を17万円、同年12月を18万円、18年1月を20万円、同年2月を16万円、同年3月を19万円、同年4月を17万円、同年5月を16万円、同年6月から同年8月までの期間を14万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事後訂正により17万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間の標準報酬月額について、9万8,000円よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録について、18年9月を13万4,000円、同年10月を17万円、同年11月を15万円、同年12月及び19年1月を18万円、同年2月を17万円、同年3月から同年5月までの期間を20万円、同年6月を18万円、同年7月を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月1日から19年8月1日まで

私は、平成16年10月から22年10月までA社に勤務していたが、ねんきん定期便で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る

私の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額となっていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成17年6月1日から18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の写しにより確認できる報酬月額及び保険料控除額から、17年6月及び同年7月を20万円、同年8月から同年10月までの期間を15万円、同年11月を17万円、同年12月を18万円、18年1月を20万円、同年2月を16万円、同年3月を19万円、同年4月を17万円、同年5月を16万円、同年6月から同年8月までの期間を14万2,000円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成18年9月1日から19年8月1日までの期間については、オンライン記録により、申立人に係る当該期間の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、政府が当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の21年9月に9万8,000円から17万円に訂正されていることが確認できるところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初、記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）とされている。

しかしながら、前述の給料支払明細書の写しにより確認できる当該期間における報酬月額及び保険料控除額から、申立人の当該期間の標準報酬月額について、平成18年9月を13万4,000円、同年10月を17万円、同年11月を15万円、同年12月及び19年1月を18万円、同年2月を17万円、同年3月から同年5月までの期間を20万円、同年6月を18万円、同年7月を16万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成17年6月1日から18年9月1日までの期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人から提出された給料支払明細書の写しにより確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額は、申立期間の

全てにおいて一致していないことから、事業主は、給料支払明細書の写しにより確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年8月1日までの期間については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和20年7月1日、資格喪失日は同年8月19日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を100円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和20年9月19日から21年3月1日までの期間、及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を20年9月19日に、資格喪失日に係る記録を21年3月1日に訂正するとともに、A社C支社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、20年9月から21年3月までの期間は100円、同年4月から同年12月までの期間は510円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①のうち、昭和20年9月19日から21年3月1日までの期間については、履行しておらず、申立期間②については、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年6月1日から21年3月1日まで  
② 昭和21年3月1日から22年1月17日まで

私は、申立期間①はA社B支社に、申立期間②はA社C支社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和20年7月1日から同年8月19日までの期間については、A社から提出された申立人の人事記録の写しを見ると、申立人

は、当該期間においてA社に在籍していたことが確認できる上、D県から提出された陸軍戦時名簿の写しにより、申立人は、同年7月1日に陸軍に入営し、同年8月19日に召集解除となっていることが確認できるが、オンライン記録によると、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

しかしながら、当該期間は陸軍に召集されていた期間であることから、申立人は当該期間において厚生年金保険の被保険者としての資格を有していなかったものとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2及び同法施行令第25条の2によると、被保険者が陸海軍に召集又は応集された場合、その召集又は応集された期間のうち、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間については、被保険者及び事業主の負担する保険料を全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、当該期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、現在の同法第75条の規定によって時効消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和20年7月1日、資格喪失日は同年8月19日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年5月の社会保険事務所（当時）の記録から100円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和20年9月19日から21年3月1日までの期間及び申立期間②については、前述の人事記録の写しによると、申立人がA社に17年1月8日に入社し、19年10月26日にA社E営業所（オンライン記録によると、A社B支社は昭和20年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同日にA社E営業所はA社B支社になったものと推認）に異動していること、及び20年7月1日に入営し、同年9月19日に解除され、21年3月1日にA社C支社に異動していることから、申立人は、申立期間①のうち、20年9月19日から21年3月1日までの期間についてはA社B支社に、申立期間②についてはA社C支社に勤務していたものと推認される。

また、オンライン記録により、前述のとおり、A社B支社は昭和20年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、A社C支社も申立期間②において適用事業所であったことが確認できるところ、A社は、「当時の書類は残っていないが、申立人は正社員であり、申立期間①のうち、昭和20年9月19日から21年3月1日までの期間及び申立期間②においては、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた可能性は高いと思われる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年5月及びA社C支社における22年1月の社会保険事務所の記録から、20年9月から21年3月までの期間は100円、同年4月から同年12月までの期間は510円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①のうち、昭和20年9月19日から21年3月1日までの期間については、A社は、「当時の資料は無く不明である。」としているが、当該期間に行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る20年9月から21年2月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、A社は、「当時の資料は無く不明である。」としていることからこれを確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和20年6月1日から同年7月1日までの期間については、前述の人事記録の写しにより、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社及びA社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人がA社に係る被保険者資格を喪失した日と同日の昭和20年6月1日時点の被保険者198人のうち、同日に被保険者資格を喪失している者が128人確認でき、そのうち、A社B支社が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日にA社B支社において被保険者資格を取得している者が90人確認できることから、その経緯は不明であるものの、A社では、同年6月1日の時点において、A社B支社に在籍していた者については、同日にA社における被保険者資格を一旦喪失させ、その後、A社B支社が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日に被保険者資格を再取得させている可能性がうかがえるところ、申立人は、前述の陸軍戦時名簿の写しによると、その時点では陸軍に召集されていたことから申

立人の被保険者資格取得の届出がなされなかったものと考えられる。

また、A社は、「昭和 20 年 6 月 1 日に多数の社員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失している理由は不明であり、申立人の給与から保険料を控除していたかについても不明である。」としており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間①のうち、昭和 20 年 8 月 19 日から同年 9 月 19 日までの期間については、前述の陸軍戦時名簿の写しにより、申立人は同年 8 月 19 日に召集解除されたことが確認できるが、前述の人事記録の写しには、同年 9 月 19 日に入営解除と記載されており、A社は、「当社の記録によると、昭和 20 年 7 月 1 日入営から同年 9 月 19 日解除までの期間は、申立人が軍隊に入隊していた期間であり、その期間中に保険料を控除していたかは不明である。」としていることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①のうち、昭和 20 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 19 日から同年 9 月 19 日までの期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年1月5日に、資格喪失日に係る記録を同年7月20日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月29日から29年4月21日まで  
② 昭和29年4月21日から同年5月22日まで  
③ 昭和31年1月5日から同年7月20日まで

私は、申立期間①については、B社が所有するC丸に、申立期間②については、C丸が船舶所有者の変更により、D社が所有するE丸に変わったが引き続き乗船し、申立期間③については、A社が所有するF丸に乗っていたのに、船員保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

船員手帳も所持しており、乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人から提出された船員手帳の写し及び複数の同僚の回答により、申立人が、申立期間③において、A社が所有するF丸に乗船していたことが確認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者は、いずれも本船であるF丸の乗組員であった旨述べているところ、そのうちの複数の者が覚えている本船の乗組員数と、A社に係る船員保険被保険者名簿により確認できる申立期間③における被保険者数がおおむね一致していることを踏まえると、申立期間③当時、A社は、本船

であるF丸の乗組員については、ほぼ全員を船員保険に加入させていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、複数の同僚のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当社は、昭和35年頃に事業を廃止しており、当時の役員等は死亡しているため、申立期間③当時のことは不明である。」としているが、申立期間③に行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年1月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②については、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人は、B社が所有するC丸及びD社が所有するE丸に乗船していたものと推認される。当該船員手帳の記載事項及び申立人の主張により、両船舶は同一の船舶であったものと考えられる。

しかし、B社及びB社の者が事業主であったG社に係る船員保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名を確認することができない上、D社については、申立期間②当時、船員保険が適用されていたことを確認できない。

また、前述の船員手帳の写しにより確認できるC丸及びE丸の船長であった者も申立期間①及び②に係る船員保険被保険者記録が確認できない上、申立期間①及びその前後の期間においてB社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうち、被保険者記録が確認できる期間にC丸に乗船していたとする者は確認できないところ、このうちの一人は、「私が所持している船員手帳により、昭和28年10月27日から29年4月21日まではC丸に、同年4月21日から同年5月21日まではE丸に乗っていたことが確認できるが、これらの期間の船員保険の記録が確認できない。」としていることから、申立期間①当時、B社は、C丸の乗組員を船員保険に加入させていなかった可能性を否定できない。

さらに、B社は既に船員保険を適用されなくなっており、事業主も所在不明であることから、申立期間①当時の事情を聴取することができない上、B社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①及び②において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

私は、A社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与支払明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認め

られる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

私は、A社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与支払明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、36万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認め

られる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

私は、A社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与支払明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認め



られる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月11日

私は、A社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与支払明細書の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認め

られる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、平成18年12月22日は26万5,000円、19年7月28日は13万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月22日  
② 平成19年7月28日

私は、A社において、申立期間に支給された各賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与の給料支給明細の写しにより確認できる賞与額

及び保険料控除額から、申立期間①は26万5,000円、申立期間②は13万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を提出したことが確認できる上、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 長崎国民年金 事案 749(事案 113 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から同年11月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、国民年金手帳に記載されているように、昭和49年2月20日に国民年金に任意加入し、50年4月30日に、49年4月から同年12月までの保険料をA町役場（B県）で一括納付した。社会保険庁(当時)の記録では、申立期間が未加入となっていたので、年金記録確認の申立てをしたところ、「申立期間に係る年金記録の訂正は必要でない。」とする通知をもらった。

今回、新たな事情はないが、申立期間については、私の所持している手帳に記載されている資格取得日（昭和49年2月20日）から、全期間納付していたと思うので、通知には納得いかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和49年11月26日であることから、国民年金の任意加入の資格取得はその頃と推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人の国民年金手帳に記入されている昭和49年2月20日時点では、申立人は、厚生年金保険に加入しており、当該期間に国民年金に任意加入するとは考え難いこと、国民年金手帳の資格取得日欄にある49年2月20日の記載については、任意加入の資格取得日は加入手続時点となるべきところを、役場職員が、勘違いして当該国民年金手帳に誤記入した可能性も否定できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基

づき、平成 20 年 6 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「新たな関連資料や事情等はないが、国民年金手帳に記載されている資格取得日（昭和 49 年 2 月 20 日）から、申立期間においては全期間納付していたと思う。昭和 50 年 4 月 30 日に 49 年 12 月分の 1 月のみの国民年金保険料を納付することはないと思うので、納得いかない。」としているが、今回、新たに調査した戸籍の附票によれば、申立人は、49 年 3 月 25 日に A 町に転入していることが確認できることから、49 年 2 月 20 日時点では、A 町役場において、任意加入手続を行うことはできなかったものと推認される。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 11 月 26 日以前に、A 町へ国民年金手帳記号番号が払い出された日は、49 年 5 月 27 日、48 年 9 月 12 日であり、当該日の払出簿には申立人の氏名は確認できないほか、申立期間当時、申立人の夫が勤務していた事業所に保険料控除申告書の資料等も無く、ほかに申立人が、申立期間当時、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料や納付していたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

上記のことから、再度調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年8月から61年3月まで

私は、夫が昭和60年8月1日に定年退職したため、同月、退職者国民健康保険の加入手続にA町（現在は、B市）役場の窓口に行った際、国民年金への加入を勧められ加入手続を行った。

私の年金手帳には、国民年金の資格取得日は昭和60年8月2日と記載されているにもかかわらず、ねんきん特別便における資格取得日は61年4月1日となっていたため、平成20年10月に社会保険事務所（当時）に出向いたところ、同事務所職員により年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」を昭和61年4月1日に訂正されたが、申立期間の保険料は、加入手続後に納付したと思うので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年10月に社会保険事務所に出向いたところ、同事務所職員により年金手帳の国民年金手帳記号番号欄の下部にある「初めて上記被保険者となった日」に記載されていた昭和60年8月2日を61年4月1日に訂正されたとしているが、申立人が所持している年金手帳は、同年4月以降に使用された様式であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号の最初の被保険者資格取得日から、少なくとも62年7月以降に払い出されたものと推認され、その時点においては、申立人の夫は既に年金受給権を取得していることから、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得することができず、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当た



らない。

また、オンライン記録上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された日から4か月後の62年11月13日に、申立人の国民年金被保険者資格取得日が60年8月2日から61年4月1日に訂正されていることから、62年11月13日より前に申立人が国民年金保険料を納付していたとすれば、申立期間の保険料は還付されることになるが、当該国民年金保険料が還付された記録も見当たらない。

さらに、申立人は、「夫（船員保険加入者）が昭和60年8月1日に定年退職したため、同月、退職者国民健康保険の加入手続を行った。退職者国民健康保険は2年間の加入であった。」としているところ、国民健康保険の退職被保険者には2年間という期限は無く、船員保険の疾病任意継続被保険者は船員保険の資格喪失日から2年間の加入であることを踏まえると、申立人は、夫の船員保険の疾病任意継続被保険者（2年間）の加入期間が終了した62年8月以降に国民健康保険の退職被保険者の加入手続を行い、同時に国民年金の加入手続を行ったと考えるのが合理的である。

加えて、申立人は、「申立期間の保険料は、半年分であったか1年分であったかはよく覚えていないが、加入手続後に納付した。」としているところ、前述のとおり、昭和62年8月以降に加入手続を行ったとすれば、申立期間直後の61年4月から62年3月までの1年分については、過年度保険料となり、加入手続後に納付したとする申立人の記憶ともほぼ一致する。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から50年10月まで

私は、昭和46年5月にA町（現在は、B市）CのD地区へ転居した際、D地区の納税組合長から、「今は、当月から国民年金に加入できるから。」と勧められ、すぐに加入した。

申立期間の保険料について、金額は覚えていないが、毎月、納税組合長による集金で他の税金等と一緒に納税袋に現金を入れて納付し、翌月には領収証を受け取っていた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間は国民年金の未加入期間となっており納付できない。当時のD地区納税組合長は既に死亡しているが、納税組合の実務を行っていた同組合長の妻の証明書を添付するので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和50年12月23日に払い出されており、オンライン記録及び申立人が所持している国民年金手帳によれば、申立人は同年11月20日に任意加入していることが確認できることから、その時点では、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得することができず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和36年1月23日に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が申立人の夫と連番で払い出されているが、申立人及び申立人の夫に対し払い出された同払出簿の処理経過

欄には「喪失」のゴム印が押されている上、オンラインの記録上、申立人及び申立人の夫は、35年10月1日に強制加入対象者として国民年金被保険者資格を取得し、36年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該期間において、申立人の夫は、E共済組合に加入中であったことを踏まえると、国民年金制度発足の準備期間中、一旦は申立人及び申立人の夫に当該手帳記号番号が払い出されたものの、国民年金保険料徴収開始時において、申立人の夫がE共済組合の加入者であり、申立人は、その妻で国民年金の強制適用対象者ではないことが判明したため、同日で資格喪失日が登録されたと考えられ、このことをもって不適切な事務処理が行われたとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和46年5月にA町D地区へ転居した際、すぐに加入したとしているが、申立人宛ての証明書を提出した申立期間当時にD地区納税組合長であった者の妻は、「申立期間当時、実務は私が代行し、各税金等と共に国民年金保険料を集金していた。申立人にも国民年金への加入を勧めて加入してもらい、保険料も集金していたのは事実であるが、加入した時期までは分からない。」としている上、申立人が国民年金に任意加入した50年11月20日は、戸籍の附票等から、申立人がD地区に居住していたと推認できることから、申立人は、国民年金への加入時期を誤認している可能性がうかがえる。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長崎国民年金 事案 752(事案 496 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から50年11月まで

私は、昭和43年\*月の次女の出産前に、A市内からB町C地区のアパートに転居し、アパートの管理人の妻から、国民年金の加入を勧められて加入した。国民年金保険料は、アパートの管理人に現金だけ預け、領収書はもらっていなかったと思う。昭和48年3月に、販売店開店のため、A市D町に引っ越し、当時の自治会の方が集金に来ていた。現在の記録にある、初めて被保険者になった日が、昭和50年12月とあるのは、その後、銀行で納付するようになった頃だと思う。

前回の申立ては認められなかったが、今回、国民年金保険料納入カードが見つかり、同カードにEの印が押してあり、A市D町に移り住んだ頃の自治会の集金人がE氏だったことを思い出したので、申立期間を納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間当時に居住していたアパートの管理人の妻に事情を聴取しても、申立人の国民年金の加入手続きを行ったかどうか覚えていないこと、及び申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに、国民年金保険料納入カードが二枚見つかり、

そのうちの一枚にEと押印されていることから、昭和48年3月に、B町C地区からB町F地区（後にA市へ編入し、A市D町となる。）に転居した頃の自治会の集金人がE氏だったことを思い出したとして、再申立てしているが、E氏に申立期間当時の事情を聴取しても、「申立期間当時、私はA市D町のF地区自治会の副会長をしていたが、F地区自治会で国民年金保険料を集金していたかどうかは覚えていない。国民年金保険料納入カードについても、覚えていない。」としている。

また、申立人が所持している二枚の国民年金保険料納入カードのうち一枚は、領収印が無く、年度の欄に「五十五」の記載は確認できるものの、他の年度の欄に記載は無く、当該国民年金保険料納入カードは、A市の国民年金保険料納付組合で、昭和53年度頃から57年度頃において使用されたものと様式が一致している上、残りの一枚は、一部の年度の欄にEの領収印が確認できるものの、当該年度の欄は空白であり、当該国民年金保険料納入カードは、A市の国民年金保険料納付組合で、昭和58年度頃から使用されていたものと様式が一致していることから、この二枚の国民年金保険料納入カードは、申立期間当時に使用されていたものとは、様式が異なり、申立人が申立期間に当該国民年金保険料納入カードにより申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

上記のことから、再調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 15 年 11 月 29 日まで  
私は、平成 8 年 2 月 1 日から 15 年 11 月 28 日まで A 社に勤務していたが、ねんきん定期便で確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低い額となっていることが分かった。  
申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社に係る給料明細書及び賃金台帳等の写し（ただし、申立期間の一部については、給料明細書等は確認できない。）により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額以上の給与を支給されていたものと推認される。

しかし、当該給料明細書及び賃金台帳等の写しにより、申立人の厚生年金保険料の控除額が確認できる期間については、申立人の給与からオンライン記録どおりの厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、源泉控除後の給与支給額と申立人から提出された預金通帳の写しにより確認できる給与振込額は一致している。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からは、申立人が主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

さらに、申立人の A 社に係るオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から33年10月1日まで  
② 昭和35年5月1日から36年10月1日まで  
③ 昭和38年7月1日から39年7月1日まで  
④ 昭和40年5月1日から42年7月1日まで  
⑤ 昭和44年11月1日から45年8月1日まで  
⑥ 昭和46年11月1日から47年8月1日まで  
⑦ 昭和48年11月1日から49年8月1日まで  
⑧ 昭和51年8月1日から54年6月1日まで  
⑨ 昭和55年10月1日から58年8月1日まで  
⑩ 昭和59年10月1日から60年10月10日まで  
⑪ 昭和60年10月10日から同年11月1日まで  
⑫ 昭和61年2月4日から62年3月17日まで

私は、申立期間①から⑦までの期間及び申立期間⑪は、A社B営業所に、申立期間⑧から⑩までの期間は、A社の関連会社であるC社に、申立期間⑫は、D社に勤務していたが、それぞれの申立期間に受け取っていた給与額と標準報酬月額が異なっていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際に支給されていた給与額に見合う金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの期間及び申立期間⑪については、A社B営業所から提出された申立人の従業員名簿（昭和24年3月1日から44年4月1日までの期間の月給額が記載されている。）を見ると、月給欄に記載され



ている昭和 24 年 3 月 1 日から 44 年 4 月 1 日までの期間の月給額は、申立人が主張する給与額と相違していることが確認できる。

また、A 社 B 営業所は、「当社が保管している当時の資料は、提出した従業員名簿だけであり、厚生年金保険の届出、保険料控除及び保険料納付については不明である。」としている上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票により、当該期間に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚が、「私の標準報酬月額記録は、当時受け取っていた給与額と一致していると思う。」としており、当該期間において、申立人が主張する給与額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険の支給台帳により、申立人が昭和 60 年 10 月 31 日に離職した際の報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

加えて、A 社 B 営業所に係る申立人の被保険者名簿、被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正等が行われた形跡は見当たらない。

申立期間⑧から⑩までの期間については、C 社の当該期間当時の代表取締役は、「当時の資料は無いが、申立人が申し立てられた期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出及び標準報酬月額に基づく保険料控除を行っていたと思う。私が受け取っていた給与額と標準報酬月額の記録は一致している。」としている上、C 社に係る被保険者原票により、当該期間に被保険者記録が確認できる複数の者が、「私が当時受け取っていた給与額と標準報酬月額は一致している。」としており、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

また、C 社に係る申立人の被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正等が行われた形跡は見当たらない。

申立期間⑫については、申立人に係る雇用保険の支給台帳により、申立人が昭和 62 年 3 月 16 日に離職した際の報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

また、D 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員は死亡等により事情を聴取することができない上、D 社に係る被保険者原票により、申立期間⑫に被保険者記録が確認できる複数の者が、「当時受け取っていた給与額と標準報酬月額は一致している。」としているとしており、申立期間⑫において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうか

がわせる回答を得ることができなかった。

さらに、D社に係る申立人の被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正等が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 42 年 1 月まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が覚えている複数の者の氏名がA社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる上、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が、申立人が勤務していたことを覚えていることから、申立人は、A社に勤務していたものと推認される。

しかし、申立人を覚えている者も申立人が勤務していた期間までは覚えていないことから、申立人がA社に勤務していた期間を特定できない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 1 日から A 社（現在は、B 社 C 支社）に勤務していたが、ねんきん特別便で確認したところ、A 社に係る申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

昭和 40 年 3 月 1 日から A 社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社 C 支社及び申立人から提出された A 社に係る辞令簿及び総勘定元帳（補人件費）の写しにより、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社 C 支社から提出された A 社に係る申立期間の総勘定元帳（福利厚生費）の写しを見ても、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、前述の辞令簿の写し及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、A 社における任命辞令発令年月日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致していない者が複数確認できることから、A 社は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がある。

さらに、B 社 C 支社は、「申立人の申立てどおりの資格取得に関する届出、申立期間に係る保険料の控除及び保険料の納付については不明。」としている上、申立期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は既に死亡している上、申立期間前後の期間に被保険者記録

が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月から29年12月まで

私は、昭和24年7月から29年12月までA社B支社（現在は、C社）のD町及びE町の営業所に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間及びその前後の期間において、A社B支社、C社及びC社F支社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の勤務期間が特定できない。

また、C社は、「当社が保管している申立期間当時の社員カードを見ても、申立人の氏名は確認できない。」としている上、申立人がA社において同僚であったとする複数の者は所在不明等により事情を聴取できないほか、前述の事情を聴取できた複数の者からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び当該被保険者名簿の前後のページを見ると、申立期間当時、A社関係の複数の事業所が同じ事業所記号番号により厚生年金保険を適用されていたことが確認できるところ、これらの複数の事業所に係る被保険者名簿及びA社の移行先と推認されるC社のほか複数の関連事業所に係る被保険者名簿を見ても、申立期間において申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①及び②について、戦時加算の対象期間であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 4 月から 17 年 12 月 21 日まで  
② 昭和 17 年 12 月 21 日から 18 年 3 月 30 日まで

私は、昭和 16 年 4 月から A 社が所有する B 丸に乗船し、18 年 3 月に B 丸が攻撃を受けて沈没するまで継続して乗船していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録上、私の船員保険被保険者記録が昭和 17 年 12 月 21 日からとなっており、申立期間①の被保険者記録が確認できない上、申立期間①及び②のいずれも戦時加算の対象となっていないことに納得できないので、申立期間①を船員保険被保険者期間及び戦時加算の対象期間並びに申立期間②を戦時加算の対象期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①当時の A 社及び C 社（申立人から提出された昭和 62 年 3 月 4 日付けで A 社が申立人宛てに発行したものと推認される文書（以下「昭和 62 年 3 月 4 日付け文書」という。）により B 丸を管理していたものと推認）に係る船員保険被保険者名簿は確認できないところ、申立人が、申立期間①当時、A 社が所有する別の船舶に乗っていたとする 3 人のうち、事情を聴取できた 1 人は、「私は、申立期間①当時、A 社の B 丸とは別の船舶に乗っていたが、申立人は B 丸に乗っていた。」としているものの、オンライン記録等によると、その者は、申立期間①のほとんどの期間において、別の船舶所有者に係る船員保険被保険者記録が確認でき、当該 3 人は、いずれも、申立期間①当時の A 社における



被保険者記録が確認できない上、申立期間後のA社に係る被保険者名簿に氏名が確認できる者（被保険者名簿により確認できる被保険者資格取得日は昭和21年11月1日）に事情を聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人が申立期間①においてB丸に乗船していたことを特定できない。

また、A社及びD社（A社から提出されたA社の社史により、C社の事業を継承しているものと推認）の両社は、いずれも、「申立期間①当時の資料が無いので、当時の状況は不明である。」としている上、申立人は、「B丸が昭和17年頃に徴用船になる前は煙突にE社のマークがあったと思う。」としていることから、E社に照会したが、E社も、「申立人が当社に在籍していた記録は確認できない。」としている。

さらに、A社は、「申立期間において、申立人の給与から船員保険料を控除していたかは不明である。」としている上、昭和62年3月4日付文書に添付されたA社B丸下船報告（以下「下船報告」という。）において、氏名が確認できる者のうち、事情を聴取できた一人は、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実並びに申立期間①が戦時加算対象期間であったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「昭和17年頃にB丸が陸軍の徴用船となった以降は、F地区を運航し、18年3月にG地区で沈没した。」としているところ、下船報告を見ると、申立人がB丸を下船した地点は、「東経\* 南緯\*」と記載されており、当該地点は、G地区海域に位置することが確認できる上、下船報告により氏名が確認できる者で事情を聴取できた者は、B丸の運航区域について、「B丸が沈没した地域を運航していたと思う。」としている。

しかし、日本年金機構記録管理部は、「当機構が保管している戦時加算該当船舶名簿において、B丸の船名は確認できない上、申立人の旧台帳も確認できないことから、申立人の申立期間②については、戦時加算不該当と判断する。」としている上、同機構Hブロック本部I事務センターは、「B丸が戦争危険海域で沈没したことは分かるが、当該船舶が戦時加算の条件（運航期間の半分又は月の半分を戦争危険海域で運航）を満たしていたことが確認できる資料が無いので、当該船舶が、申立期間②において戦時加算の対象船舶であったとまでは言えないと思う。」としている。

また、下船報告に氏名が確認できる56人（申立人を含む。）のうち、2人については、オンライン記録上、申立人と同様に申立期間②に係る被保険者記録が確認（2人のうちの1人については、昭和18年3月1日に資格喪失）できるものの、当該2人に係る被保険者記録を確認しても、申

立期間②は戦時加算対象期間となっていないものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①及び②を戦時加算の対象期間であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 13 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 58 年頃から自営業を営んでいたが、平成 2 年に A 社を設立した。

A 社は、B 氏が代表取締役となり、私は取締役であったが、会社経営や社会保険手続関係には、一切関与していなかったにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額が引き下げられていることに納得できない。

申立期間当時は、50 万円の報酬を受け取っていたので、それに見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間のうち、申立人の標準報酬月額が、平成 4 年 10 月 23 日付けで、同年 1 月 1 日に遡及して 50 万円から 44 万円に、同年 5 月 1 日に遡及して 50 万円から 26 万円に、11 年 1 月 26 日付けで同年 2 月 1 日に 26 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立期間当時の A 社の事業主は、「役員会議事録等当時の資料は廃棄しており、残っていない。また、申立人は、当時 C 職であったので、毎日出勤しておらず、仕事で大きな取引がある時のみ同席していた。」としており、同事業所の元役員で、当時社会保険事務及び給与計算を担当していた D 氏は、平成 4 年 1 月からの標準報酬月額の変更（引き下げ）について、「申立人は、C 職の報酬があったので、事業主である B 氏と協議して申立人の給与を下げた。」としているところ、同年 1 月の標準報酬月

額変更から推認される申立人の報酬が下がった時期は、3年10月に支払われた報酬からと推認され、同事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は、同年10月31日に当該事業所の代表取締役を辞任し、取締役になった時期とほぼ一致している。

また、申立期間当時、申立人の確定申告をしていた税理士も、「当時の資料は7年保存して廃棄焼却したので残っていないが、申立人がC職になって、B氏が代表者になった時に、申立人の報酬が半額位になったと思う。途中、担当が他の者に替わったので申立人の報酬が何回下がったか等詳しいことは分からない。」としており、平成4年1月から標準報酬月額が引き下げられていることについて、不自然な点は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、当初、平成4年10月12日付けで26万円と記録された申立人の同年10月の算定基礎届による標準報酬月額が、同年10月23日付けで取り消され、前述のとおり標準報酬月額の変更が登録された後に再登録されていることが確認でき、事業主及び取締役だったD氏の標準報酬月額も、申立人と同様に同年10月12日付けで、それぞれ41万円及び15万円と記録された両人の同年10月の算定基礎届による標準報酬月額が、同年10月23日付けで取り消され、同年1月1日に遡及して、標準報酬月額の変更（それぞれ41万円及び36万円）が登録され、その後、D氏は、申立人と同様に同年10月23日付けで、同年5月1日に標準報酬月額の変更（15万円）が登録された後、同年10月12日付けで取り消された元の標準報酬月額が再登録されていることが確認できる。

これらのことから、社会保険事務所（当時）が、当該事業所から平成4年度の算定基礎届が提出された際に、申立人の標準報酬月額が従前の標準報酬月額に比べ、2等級以上下がっていたことにより、3人（申立人を含む。）の標準報酬月額の変更があった時期を当時の資料（役員会議事録等）で確認の上、月額変更届の提出を指導し、後日提出を受けた社会保険事務所が、当該月額変更届を登録するため、4年10月1日の標準報酬月額を同年10月23日に取消したものと推認され、社会保険事務所において不適切な処理があったとは考え難い。

加えて、申立期間のうち、平成5年10月1日から13年5月1日までの期間については、オンライン記録において、算定基礎届及び月額変更届は遡及することもなく、その都度、登録されていることが確認できる上、  
i) 給与計算及び社会保険手続事務も担当していたD氏は、11年2月から標準報酬月額を26万円から9万8,000円に変更（引き下げ）したことについて、「当時、会社経営が厳しく、不渡りを出さないことで頭がいっぱいだったが、申立人にはC職の報酬があったので報酬を引き下げた。」としていること、  
ii) 社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票において、9年10月から13年4月までの期間のうち、記載のある複数の月

(申立人の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられた11年2月1日から13年5月1日までの各月を含む。)の厚生年金保険料は、オンライン記録で確認できる当該事業所全員の標準報酬月額の合計額に基づく厚生年金保険料と一致していることを踏まえると、その都度当該事業所から提出された月額変更届及び算定基礎届により適正に決定されたものと考えられる。

その上、給与計算及び社会保険手続事務も担当していたD氏は、「申立人の厚生年金保険料については、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を申立人の給与から控除していた。」としているほか、申立期間の一部に厚生年金被保険者記録が確認できる者で、事情を聴くことができた3人は、いずれも申立人のことは知っているものの、申立人の報酬額及び厚生年金保険料の控除額については分からないとしており、申立人が主張する報酬額及び厚生年金保険料控除額についての回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。